

問い合わせ先
内閣府国民生活局消費者企画課
川崎、小菅、山田
03 - 3581 - 9356

国民生活審議会第16回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成15年2月21日(金)9:30~12:00
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
3. 出席者
(審議会)
落合部会長、浅岡委員、有馬委員、岩田委員、大羽委員、加藤委員、田中委員、鍋嶋委員、野村委員、福川委員、松本委員、宮部委員、茂木委員、山本委員
(事務局)
永谷国民生活局長、田口官房審議官、河官房審議官、堀田国民生活局総務課長、中村消費者企画課長、七尾国際室長 ほか
4. 概要
事務局より、資料1「消費者団体の役割と消費者団体訴訟制度」について説明が行われた後、大要以下の議論がなされた。

消費者団体の役割について

- ・ NPOを含めた消費者団体の役割は、情報仲介を行うことではないか。消費者団体等は、事業者等が出している情報を分析して消費者に提供することが重要。消費者がこれらの情報をきちんと判断する能力がつけば、企業不祥事も少なくなるのではないか。そのためには、消費者に対する啓蒙も重要。
- ・ マスメディアの行っている広告等は、事業者都合のよいものが多く、バランスを欠いている。事業者の出す情報を客観的に分析するとしても、消費者の立場からみて評価するようにしなければ中立とはいえないのではないか。
- ・ 情報を仲介することが困難であることは事実。情報を出す側である企業も市場が判断力をつけてくれば、自分にとって不利と思われる情報も出さざるを得なくなる。そのような情報が流出してくれば消費者団体が情報の仲介を行いやすくなる。
- ・ フランスでは、消費者法に刑事制裁の規定が多い。消費者団体が行政に代わって公益を守る考えがある。
- ・ 一般の消費者団体と、団体訴権の当事者としての消費者団体とは分けて考える必要があるのではないか。消費者団体は、消費者のニーズに応じて幅広くいろいろな団体が存在するべきであり、前者のほうが広く、その中の一部が団体訴権の当事者たる消費者団体となるべきではないか。
- ・ 消費者団体の情報提供は、消費者教育にもなるし、事業者の監視機能としての役割も果たす。

- ・ 団体訴権を行うことに特化した消費者団体があってもよいのではないか。
- ・ 消費者団体は、事業者と消費者の間に立って合意によって一定の妥当な水準を作ることや、事業者のパートナーとなって様々な自主的な基準を作っていく役割もあると思う。
- ・ これまで、現実には消費者団体の意見が取り入れられたことはあまりない。よって消費者団体の意見が取り入れられる保障がなければこれまでと変わらないと思う。
- ・ 事業者団体には、個々の事業者とは異なる役割があるのではないか。
- ・ 事業者にとって、消費者の方を向いた経営姿勢ということでコンプライアンスの問題を取り上げてきているので、世の中の流れとして消費者の方に顔を向けない事業者は淘汰されていこう。事業者団体が、各事業者に対し消費者の方を向いて仕事をするようにと指示できるように、この場で提言しても良いのではないか。
- ・ 大規模な消費者被害の事件については、事業者団体に何とかしろといわれても難しい。そもそも、これだけ摘発まで時間がかかっているのはなぜか。消費者団体には情報が集まっているのではないか。また、行政にも情報が集まっているのではないか。どうして被害が拡大するまで放置したのか。そこから解明しなくてはならないのではないか。
- ・ 消費者団体は、多様なものが存在しており、また、多様性があるからニーズに対応できる。消費者団体は、情報の集積と分析を行う機能を有し、また、それら情報を社会に提供していくことが重要。
- ・ 現在では警察も比較的迅速に動くようになってくれたが、事例の件のように悪質な業者の摘発が遅れたのは警察の動きが遅かったのも原因。
- ・ 環境の分野では事業者、行政、消費者とのパートナーシップがある程度進んでいるが、消費者問題に関してはこうした積極的な動きは少ない。行政、事業者と協力していくことが大事。情報を上手く活用していくための体制整備ができていない。
- ・ ネットワーク、パートナーシップが必要だと思う。個別の消費者団体をみても、人的基盤、財政基盤の弱さが問題となっている。
- ・ 消費者団体は消費者の権利を代替して実現することが必要。現在の消費者団体には、若い人が消費者団体の活動に加わろうとする機運が薄い。団体訴権の導入は多くの人々の関心を得るきっかけになるかもしれない。
- ・ 事業者団体の役割は最小限にすべきで、各事業者が競争社会の中で自己責任を明確に持って活動すべき。
- ・ 事業者は消費者に配慮することが必要。そのためには、消費者保護基本法に消費者の権利を盛り込むべき。
- ・ 環境問題と消費者問題の違いは、環境は、政府としても問題を明確にしているところである。事業者としても消費者と対話することでビジネス的に有益であると考えている。韓国では 90 年代から政府が積極的に消費者団体を支援してきた。日本も支援を強化してほしい。

・消費者団体訴訟制度

- ・ 消費者団体の魅力をどうやってアップさせるかを考える必要がある。消費者の個々人の利益を代弁してアクションを起こすという役割が消費者団体にはある。あまり高額な被害でなければ訴え出る人は少ない。被害が広がっていく現状が食い止め切れていない。そういったときに消費者団体が差止請求を行っていくことは良いことだと思う。損害賠償については、なかなか難しい問題もあるので慎重に取り組んでいかなければいけない。
- ・ 不当約款の差止は、最も必要性が高いと思う。消費者は契約書をよく見ないものであるし、また、不当約款であることがわかっていても契約書にサインせざるを得ない状況もある。不当約款については、無効を主張することができるが、個々の消費者にしか効力が及ぶものではないので全ての消費者の保護にはならない。不当約款の差止については、その判決が出たものについては、不当約款という証拠物が訴えを提起した者に残るというメリットもあり、比較的導入がスムーズだと思う。不当勧誘についても、不当勧誘をやめるよう消費者団体などがイニシアチブをとって不当勧誘の差止を行うということも検討されて良いと思う。ただし、不当約款の使用に比べると、差止請求が認められても、その後同じようなことが起きた場合どのようにチェックしていくか工夫が必要である。損害賠償については、これを認めることで賠償金の分配、訴訟に参加できる被害者の範囲をどのように選定するか、賠償金の帰属の問題など解決されなければならない問題が多い。よって、まず比較的、制度設計のしやすい不当約款の差止、不当勧誘の差止からスタートして、実際に社会の中でどのように機能していくのか、見定めた上で、損害賠償の導入について検討していけばよいのではないかと。
- ・ 消費者団体に差止請求権を付与することは必要。J A R O に対して不当な広告をやめてもらうよう申し入れたが、表現の自由があるので簡単にはできないと言われた。最近のブロードバンドの広告にしても、誇大広告だと事業者に申し入れたところ、「業界の常識」と言われた。これら不当な広告の差止請求ができることが必要。
- ・ 行政としては、事件等に慎重に対処しなければならないため動きが鈍い。よって不当勧誘や不当約款について差止請求ができた方が良いと思う。行政に代わって消費者を守る機能が消費者団体にはあるのではないかと。
- ・ 不当約款の差止請求はあった方が良いと思う。団体訴権を認めることにより、消費者団体が国に代わって消費者を保護することができる。
- ・ 消費者団体が差止訴訟等を提起することも重要だが、団体訴権があることを背景に被害の予防救済を行うといった魅力を付けさせるといった点で重要。団体活動の活性化のための大きな役割となる。そのために基盤強化も必要。団体に対する寄付金の税金控除等検討すべきではないかと。
- ・ 団体訴権は消費者組織の整備にとって一つの契機になる。団体訴権の実現のために専門的な検討を行い、具体的に詰めて仕上げる必要がある。消費者の権利を実現するためのものとして、スケジュールを示してとりまとめてもらいたい。

- ・ 大規模な消費者被害をもたらした事例について、どのように警察や消費者センターは対応したのかが知りたい。団体訴権は濫訴の問題がなければよい制度だと思うが、全ての消費者団体が訴権を有することとなるのは問題。消費者団体が人的にも財政的にも力のあるものになってもらうように消費者団体自身で考えてもらいたい。
- ・ 消費者被害は、差止だけでは解決できない。何らかの形で損害賠償に関することも検討する必要があるということを確認してほしい。
- ・ 縦割りで分野ごとに団体訴権があったりなかったりするのはいまざらわしい。わかりやすい団体訴権制度が必要。消費者保護基本法などに団体訴権を規定することが必要ではないか。
- ・ 制度設計は、具体的事例を分析して行うことが必要。損害賠償請求について第三者である消費者団体が何を行うことができるのか整理する必要がある。
- ・ 団体訴権は手続法と実体法という二つの面の問題がある。差止請求については、実体法の改正を伴わないこともありうるが、損害賠償まで認めるとなると実体法の手当ても必要となり、論点が錯綜してしまうかもしれない。
- ・ 団体訴権の中に損害賠償請求を盛り込むには問題が多いが、事業者のやり得をなくすにはどうしたらよいかという問題が残る。そこで、金銭的な賠償ではなく、事業者がお金を使って広告を行わなければならないといったことを判決で出せるようにすることもあってよいのではないか。
- ・ 適格団体として認めるためには、諸外国と同じように活動目的、組織構成、規模、活動実績、存続期間、法人格の有無といった要件が必要だろう。特にフランスなどは7千万人くらいしか人口がないのに、1万人以上を会員とする消費者団体がある。イタリアでは人口の0.02%~0.05%の人々が消費者団体に加盟している。消費者の意見を代表しているような団体でなければ適格はないと思う。
- ・ 団体訴権の濫用は防ぐべきである。団体訴権について、既判力は他の訴訟に及ばないこととすべきであるが、消費者団体が敗訴したときに他の訴訟に与える影響は大きいため、きちんとした消費者団体に訴訟は行ってもらいたい。そのため、適格団体の審査は、書類審査だけではなく実態も調査して登録制とすることが必要。また、それを公開してほしい。審査が不透明になってはいけない。国民生活センターは独立行政法人化されるが、団体訴権の主体となりうるのか検討する価値があるのではないか。
- ・ 適格団体をどのように選定するかについては、団体訴権の対象となる訴訟をどのように認めるかという問題と密接にかかわっている。団体訴権を認めてほしいと考えているのは消費者団体に限らないだろう。事業者団体や環境団体も団体訴権を認めてほしいと考えているかもしれない。消費者問題の訴訟に関係しているという合理的な根拠を持っている団体が訴権を認められるという論理になるのではないか。
- ・ 適格性については、法人格を持たずに任意団体として活動することを自ら選択している消費者団体もあり、そのようなことを考慮しなければならない。どのような団体が訴権

を有するのか国民も裁判所も知っておく必要はあると思うので、適格団体は登録制にするのが妥当である。濫訴については、差止請求は消費者団体に金銭的メリットとなるものはないため、問題となる可能性は低いと思う。既存の消費者団体だけではなく、団体訴権に特化した消費者団体が出てくることも期待される。

- ・ 適格団体の要件に存続期間を入れると、新たに作られた能力のある団体はどうするのか。存続期間よりは能力と社会的信頼性の問題が重要だと思う。
- ・ 適格団体については、一定の要件は必要だが、認定制とすると団体訴権を持つ持たないで団体間の格付けに使われてしまうのではないか。
- ・ 団体訴権を持っていることが消費者団体の資格要件ではない。団体訴権に特化した団体を作ることで消費者の多様なニーズに応えることができるし、透明性も高まる。
- ・ 消費者団体が差止請求を行うことは、不適切な約款や広告を差し止めるわけであるから、適正な事業活動を行っている事業者にとっては有益なことである。消費者団体がそうした悪質な事業を止めることができなければ、不適正な事業者が競争に勝ってしまう事態も起きるのではないか、そういった意味でも事業者団体は消費者団体が団体訴権を持つことについて肯定的な側面を配慮してもらいたい。差止請求は費用の負担こそあれ金銭的利益など何も無いのだから、公益だからといって濫訴が起きるとは考えにくい。
- ・ 適格性は要件をどう作るかが問題。法人制度自体にも改革が必要である。消費者団体がどのような財務体系をしているのかも含めて検討していくことが必要。
- ・ 団体訴権の有無が団体間の格付けには使われてほしくない。

以上

次回開催は3月18日(火)14:00~16:00の予定